こどもまんなか
こども家庭庁

こども家庭ソーシャルワーカー養成の意義

こども家庭ソーシャルワーカーの養成は、

組織では
- ✓受講者の**資質の向上**
- ✓知識・技術の組織内への伝達による**チームワークの強化**

地域では
- ✓ こどもや家庭を支援する地域の関係機関の**ネットワークの拡大** につながります

地域にこども家庭ソーシャルワーカーが増える
＝地域のこども・家庭福祉の支援体制や支援内容が充実すると、

早期の発見につながります
支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、支援につなげられる専門的知識を身につけた人材や組織が増えます。

適切な支援が届きやすくなります
こどもや家庭からの相談に対し、こどもを取り巻く環境を的確に理解したうえで適切な支援へつなげられる、専門的知識を身につけたチームや組織が増えます。

関係機関同士の共通認識が深まり、連携がより円滑になります
こどもや家庭を支援する人や組織同士で、こども家庭福祉分野における共通の理解が醸成されることで、関係機関同士の連携がより円滑に、より強固になります。

すべてのこどもの健やかな成長の保障の実現へ

こども家庭ソーシャルワーカー研修への期待

研修への期待（昨年度の試行研修講師）
関東学院大学　澁谷　昌史様

こども家庭ソーシャルワーカーの研修を受けることで、色々な立場でこどもや家庭に関わっている人と横のつながりができる。これから仲間を作って仲間のなかで学びあっていく、そのきっかけづくりになればよいと感じています。

試行研修を受講した感想（昨年度の試行研修受講者）

参加したのは、教育現場との連携についての研修でした。学校と福祉は文化が違うところもあります。教育現場と連携する人は学校側の事情を理解しておいたほうがいいと思うので、学んでおくべき内容と感じました。

試行研修を受講した感想（昨年度の試行研修受講者）

こどもやこどもを取り巻く環境を支援する立場の人には色々な方がいることを知る機会となりました。
研修で知り合う方や教えていただく方と出会うことの学びはとてもあると思います。

令和5年度のこども家庭ソーシャルワーカー試行研修参加者のご感想と研修講師の方からのメッセージは、右の二次元コードからご覧いただけます。

研修への期待（研修受講者の所属組織）
千葉県A市　児童相談所 所長

千葉県では、県内の各児童相談所から職員を研修に派遣しています。
関係機関間の役割の線引きが難しいこどもや家庭への支援においては、関係機関同士で共通認識を持つこと、関係性を持つことが重要です。
様々な関係機関を経験して児童福祉司になっている人ばかりではありません。そういう人にとっては、研修が共通認識づくりを実践できる場になると思います。
こども家庭ソーシャルワーカーがいることは所の強みとなると考えています。資格取得者の仕事ぶりをみて、一緒に働いている人も、自分のキャリアを考えるきっかけにしてもらいたいです。

研修への期待（研修受講者の所属組織）
三重県B市　社会福祉法人　施設長

児童家庭支援センターの運営にあたり、ソーシャルワークの専門的な知見を得るために研修を活用しました。
今年度は管理職が受講していますが、若い職員のロールモデルとしての役割にも期待しており、次年度以降は若い職員にも受講してもらいたいです。
こども家庭ソーシャルワーカーにはケースの進行管理だけでなく、多機関連携の役割も期待されていると思います。業務のなかで、行政や関係機関と共通言語で議論することの必要性を感じているので、地域に資格取得者が増えればいいと思います。

こどもまんなか
こども家庭庁

こども家庭ソーシャルワーカーの要件

（「こども家庭ソーシャルワーカーの要件について」（令和6年3月18日付通知　こ支虐第81号・こ成保第159号）の内容を整理したものです）

資格取得までのルート

社会福祉士・精神保健福祉士 有資格者ルート【第1号】

社会福祉士 または 精神保健福祉士

＋

指定施設において 主として 児童福祉 に係る 相談援助業務 を 2年以上 ※1

社会福祉士・精神保健福祉士 有資格者ルート【第2号】

社会福祉士 または 精神保健福祉士

＋

指定施設において 児童福祉 に係る 相談援助業務 を含む相談援助業務を 2年以上 ※2

＋

社会福祉士養成課程で「児童・家庭福祉」に該当する科目を履修

追加研修 15時間以上

追加研修 24時間以上

こども家庭福祉 実務経験者ルート【第3号】

指定施設において 主として 児童福祉 に係る 相談援助業務 を 4年以上 ※1

ソーシャルワーク研修 97.5時間以上

保育所等 保育士ルート【第4号】

保育士

＋

保育所、幼保連携型認定こども園 その他これらに準ずる施設において 児童福祉 に係る 相談援助 を含む業務を 4年以上 ※3

ソーシャルワーク研修 165時間以上

指定研修 100.5時間以上

資格認定試験

こども家庭ソーシャルワーカー資格登録

※児童福祉に係る相談援助業務

児童又はその保護者への児童の福祉に関する相談に応じ、助言指導その他の援助を行い、関係機関や関係者との連絡調整等を行う業務

指定施設において児童福祉に係る相談援助業務の経験があるか？

- ある → 相談援助業務の従事時間は労働時間全体の5割以上か
  - 以上 → 「主として」児童福祉に係る相談援助業務に従事した者
  - 未満 → 必要な期間を通じて相談援助業務に従事していたか
    - していた → 児童福祉に係る相談援助業務を「含む」業務に従事した者
    - していない → 研修受講要件を満たさず
- ない → 研修受講要件を満たさず

出典）一般社団法人　日本ソーシャルワークセンター運営　こども家庭ソーシャルワーカー認定資格　特設サイト

こどもまんなか
こども家庭庁

こども家庭ソーシャルワーカーの要件

以下の施設で児童福祉に係る相談援助業務の経験がある方が研修の受講対象です。
（「こども家庭ソーシャルワーカーの要件について」（令和6年3月18日付通知　こ支虐第81号・こ成保第159号）の内容を整理したものです）

児童福祉

- 児童相談所
- 一時保護施設
- 母子生活支援施設
- 児童養護施設
- 障害児入所施設
- 児童心理治療施設
- 児童自立支援施設
- 児童家庭支援センター
- 里親支援センター
- 乳児院
- 児童自立生活援助事業を行う施設
- 子育て短期支援事業を行う施設
- 地域子育て支援拠点事業を行う施設
- 利用者支援事業を行う施設
- 子ども家庭総合支援拠点
- 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行う施設
- 医療的ケア児支援センター
- 養育支援訪問事業を行う事業所
- 児童厚生施設（児童遊園を除く）
- 親子再統合支援事業を行う事業所
- 社会的養護自立支援拠点事業を行う事業所
- 妊産婦等生活援助事業を行う事業所
- 子育て世帯訪問支援事業を行う事業所
- 児童育成支援拠点事業を行う事業所
- 親子関係形成支援事業を行う事業所
- こども家庭センター
- 地域子育て相談機関

障害福祉

- 障害児通所支援事業を行う施設
- 障害児相談支援事業を行う施設
- 福祉型障害児入所施設
- 身体障害者更生相談所
- 身体障害者福祉センター
- 精神保健福祉センター
- 知的障害者更生相談所
- 障害者支援施設
- 地域活動支援センター
- 福祉ホーム
- 基幹相談支援センター
- 障害福祉サービス事業
（生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、療養介護）
- 一般相談支援事業を行う施設
- 特定相談支援事業を行う施設
- 身体障害者更生援護施設
- 精神障害者社会復帰施設
- 知的障害者援護施設
- 児童デイサービス事業を行う施設
- 医療型児童発達支援を行う施設
- のぞみの園
- 知的障害者福祉工場
- 心身障害児総合通園センター
- 重症心身障害児（者）通園事業を行う施設
- 点字図書館
- 聴覚障害者情報提供施設
- 共同生活介護施設
- 知的障害児施設
- 知的障害児通園施設
- 盲ろうあ児施設
- 肢体不自由児施設
- 重症心身障害児施設
- 指定相談支援事業を行う施設
- 身体障害者自立支援事業を行う施設
- 日中一時支援事業を行う施設
- 障害者相談支援事業を行う施設
- 障害児等療育支援事業を行う施設
- 精神障害者地域移行支援特別対策事業を行う施設
- 精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行う施設
- 精神障害者アウトリーチ推進事業を行う施設
- 精神障害者地域生活支援広域調整等事業のうちアウトリーチ事業を行う施設
- 障害者等の地域生活支援に係る事業のうちアウトリーチ支援を行う施設
- 発達障害者支援センター
- 広域障害者職業センター
- 地域障害者職業センター
- 第1号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人
- 障害者雇用支援センター
- 訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人
- 障害者就業・生活支援センター
- 高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関

ひとり親・女性支援

- 女性相談支援センター
- 女性自立支援施設
- 母子・父子福祉センター
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業を行う施設
- 一般市等就業・自立支援事業を行う施設
- 母子・父子自立支援プログラム策定事業を行う施設
- 就業支援専門員配置等事業を行う施設
- 母子健康包括支援センター
- 産後ケア事業を行う施設
- 配偶者暴力相談支援センター
- 若年被害女性等支援事業を行う事業所

司法矯正

- 刑事施設
- 少年院
- 少年鑑別所
- 地方更生保護委員会
- 保護観察所
- 更生保護施設
- 家庭裁判所

こどもまんなか
こども家庭庁

こども家庭ソーシャルワーカーの要件

以下の施設で児童福祉に係る相談援助業務の経験がある方が研修の受講対象です。
（「こども家庭ソーシャルワーカーの要件について」（令和6年3月18日付通知　こ支虐第81号・こ成保第159号）の内容を整理したものです）

生活困窮

- 救護施設
- 更生施設
- 授産施設
- 宿所提供施設
- 生活困窮者自立相談支援事業を行う機関
- 生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所
- 生活困窮者家計改善支援事業を行う事業所
- 地域居住支援事業を行う事業所
- 被保護者就労支援事業を行う事業所
- 被保護者家計改善支援事業を行う事業所
- 日常生活支援住居施設
- 自立相談支援機関
- 家計相談支援モデル事業を行う事業所

介護

- 老人デイサービスセンター
- 老人短期入所施設
- 養護老人ホーム
- 特別養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 老人福祉センター
- 老人介護支援センター
- 介護保険施設
- 地域包括支援センター
- 指定介護療養型医療施設
- 有料老人ホーム
- 指定特定施設入居者生活介護施設
- 指定地域密着型特定施設入居生活介護施設
- 指定介護予防特定施設入居者生活介護施設
- 高齢者総合相談センター
- 労災特別介護施設
- 指定通所介護施設
- 基準該当通所介護施設
- 指定地域密着型通所介護施設
- 指定介護予防通所介護施設
- 基準該当介護予防通所介護施設
- 指定短期入所生活介護施設
- 基準該当短期入所生活介護施設
- 指定介護予防短期入所生活介護施設
- 基準該当介護予防短期入所生活介護施設
- 第一号通所事業を行う施設
  （老人デイサービスセンター、老人短期入所施設を除く）
- 指定通所リハビリテーション施設
- 指定介護予防通所リハビリテーション施設
- 指定短期入所療養介護施設
- 指定介護予防短期入所療養介護施設
- 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護施設
- 指定夜間対応型訪問介護施設
- 指定認知症対応型通所介護
- 指定介護予防認知症対応型通所介護施設
  （老人デイサービスセンターを除く）
- 指定小規模多機能型居宅介護施設
- 指定介護予防小規模多機能型居宅介護施設
- 指定認知症対応型共同生活介護施設
- 指定介護予防認知症対応型共同生活介護施設
- 指定複合型サービス施設
- 指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護施設
- 居宅介護支援事業を行う事業所
- 介護予防支援事業を行う事業所
- 第一号介護予防支援事業を行う事業所
- 生活支援ハウス
- 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業を行う高齢者世話付住宅、多くの高齢者が居住する集合住宅等
- サービス付き高齢者向け住宅

教育・保育

- スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関
- 保育所
- 放課後児童健全育成事業を行う事業所
- 一時預かり事業を行う事業所
- 小規模住居型児童養育事業を行う事業所
- 家庭的保育事業を行う事業所
- 小規模保育事業を行う事業所
- 居宅訪問型保育事業を行う事業所
- 事業所内保育事業を行う事業所
- 病児保育事業を行う事業所
- 認定こども園

行政等

- 都道府県社会福祉協議会
- 市（特別区含む）町村社会福祉協議会
- 都道府県、市区町村の相談窓口
（精神障害者に対してサービスを提供する部署、児童家庭相談援助業務を行う部署

- 福祉に関する事務所
- 隣保館
- 指定発達支援医療機関
- 地域福祉センター
- 就労支援事業を行う事業所
- ひきこもり地域支援センター
- 地域生活定着支援センター
- ホームレス総合相談推進業務を行う事業所
- ホームレス自立支援センター
- 東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を行う事業所
- 被災者に対する相談援助業務を行う事業所
- 公共職業安定所
- 地域若者サポートステーション
- 子ども・若者総合相談センター
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの中核機関

医療

- 保健所、市区町村保健センター
- 病院、診療所
- 難病相談支援センター
- 統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進する事業を実施する施設

こどもまんなか
こども家庭庁

こども家庭ソーシャルワーカー研修実施機関一覧

研修実施機関　（R6.11.22現在）

■指定研修　■追加研修　■ソーシャルワーク研修

- 株式会社さくら ■■■
- 学校法人滋慶学園　東京福祉専門学校 ■■
- 学校法人草苑学園　草苑保育専門学校 ■
- 筑紫女学園大学 ■
- 一般社団法人日本ウェルフェアサービス協会 ■■■
- 日本福祉大学 ■■■
- 早稲田大学人間科学学術院 ■
- 淑徳大学 ■
- 一般社団法人共生社会推進プラットフォーム ■
- 公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会 ■
- 日本医療大学 ■
- 日本福祉教育専門学校 ■
- 日本メディカル福祉専門学校 ■

研修実施機関や研修の申し込み方法等の最新情報はこども家庭ソーシャルワーカー特設サイト

をご覧ください

こども家庭ソーシャルワーカー特設サイト　検索

こどもまんなか
こども家庭庁

こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業の補助内容

（別紙1～3の内容を整理したものです）

	内容	事業実施主体	費目	補助対象者	補助基準額	補助率
こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業	①研修受講費の資格取得費用に対する補助	都道府県 指定都市 児童相談所設置市 市区町村	研修受講に係る旅費	児童福祉法施行規則第5条2の8第1号から第4号に定める者 ※実施主体が市区町村（指定都市、児童相談所設置市除く）の場合は市区町村職員のみ対象	研修受講者1人あたり 128,000円	国：2/3 都道府県、指定都市、児童相談所設置都市、市区町村：1/3
			研修受講費	児童福祉法施行規則第5条2の8第1号から第4号に定める者 ※実施主体が市区町村（指定都市、児童相談所設置市除く）の場合は市区町村職員のみ対象	第1号該当者　187,000円 第2号該当者　236,000円 第3号該当者　258,000円 第4号該当者　346,000円	
			研修受講期間中の代替職員の配置費用	児童福祉法施行規則第5条2の8第1号から4号に定める施設	1日あたり8,620円 ※受講者1人につき合計で22日まで	
	②見学実習受入施設等への代替職員配置に対する補助	都道府県 指定都市 児童相談所設置市	見学実習受入施設等への代替職員配置に対する補助	こども家庭庁告示第14号における見学実習Ⅰ（演習）及び見学実習Ⅱ（演習）を行う見学実習施設として 、研修実施機関と契約を締結し受講者を受け入れている施設等	代替職員1人あたり日額 8,620円	国：2/3 都道府県、指定都市、児童相談所設置都市：1/3
	③資格取得者の配置促進	都道府県 指定都市 児童相談所設置市 市区町村	資格を有する職員を配置し、専門的な対応を担うことに伴う当該職員の手当て等の補助	こども家庭ソーシャルワーカーを配置しており、当該職員に賃金引上げ等を行う都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村、利用者支援事業を実施する事業所、児童福祉法第7条で定める児童福祉施設のうち児童入所施設措置費等国庫負担金による対象施設（★）を除く	1人あたり月額 20,000円	国：2/3 都道府県、指定都市、児童相談所設置都市、市区町村：1/3

★児童入所施設措置費等国庫負担金による対象施設
乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親支援センター、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、一時保護施設